要 請 項 目 (宮城県)

1. 東日本大震災の被災者支援と再生に向けて

- (1)「宮城県震災復興計画」の「再生期」(平成26年度~29年度)における、県としての取り組みの 進捗状況と課題および平成30年度以降の「発展期」に向けた取り組みの考え方について、明らか にして頂きたい。
- (2) 平成29年9月末現在、約5千戸の応急仮設住宅(民間賃貸借上住宅等含む)に、約1.1万人の 方々が現在も入居を余儀なくされております。特に被害が大きい沿岸部(石巻・気仙沼・名取・女 川・南三陸町)においては、平成30年度中には災害公営住宅の全戸が完了する予定ですが、一日 も早い被災者の生活再建に向けて良好な生活環境の確保を求めます。
- (3) 災害公営住宅への入居が本格化する中で、災害公営住宅へ移れない被災者(税金滞納者、未保証人)や低所得者・高齢者の単身世帯への対応状況と災害公営住宅入居者のコミュニティの在り方や引き込もり対策、孤立防止対策に対しての取り組み状況について、明らかにして頂きたい。
- (4) 自然災害が各地で多発し甚大な被害をもたらしています。被災者の生活再建を図るためにも引き 続き全国知事会等において、被災者生活再建支援制度の拡充について引き続き積極的に国へ要請願 います。

また、住宅再建が難しい被災者に対しては、賃貸住宅への入居などに係る負担軽減等を含めた総合的な居住確保に向けて、県独自の支援制度の更なる拡充の検討を要請します。

【宮城労福協・宮城県生協連・全労済宮城推進本部】

2. 格差・貧困社会の是正、セーフティネットの強化

(1) これまで大学の学費の高騰と家計収入の減少により、奨学金に頼らなければ大学に進学できない 学生が半数を超え、卒業しても不安定な雇用で十分な収入が得られず、奨学金を「返したくても返 せない」ことなどが大きな社会問題となっていましたが、本年3月31日に改正独立法人日本学生支 援機構法が可決成立し、我が国初めてとなる給付型奨学金制度が実現したことにより、一歩前進が 図られました。

しかし、支給対象者や支給金額はあまりにも少なく、今後さらに「有利子から無利子へ」、「貸 与から給付へ」、更に拡充していくとともに、学費を含む教育費の負担軽減に繋げていくことが必 要と考えることから、県に対し以下3点について要請します。

- ① 給付型奨学金制度を継続的にかつ安定的に運用できるよう、国の責任において必要な財源を確保するとともに、支給対象者や支給金額の拡充を国に対し働きかけること。
- ② 奨学金の対応・相談については、基本的には各学校が対応していますが、今回の制度改正に伴い、さらに給付型奨学金の推薦基準の作成も求めております。 県立高校を対象に実施したアンケート調査によれば、奨学金申込者の平均人数は 78.5 人(最

多で200人)、担当する教職員は2名程度で94%の教員等が「事務負担が大きい」と回答しています。

- よって、新制度の啓発活動はもとより、各学校の経済的理由で就学が困難な者の就学へ向けた相談及び奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充を図ること。
- ③ 各機関・団体において各種奨学金事業がおこなわれていますが、その対象内容は(高校生のみ・募集人数・募集期間等)厳しいものとなっています。国の奨学金制度を補う観点から、県独自の給付型奨学金制度や有利子の奨学金についての利子補給等の制度創設(充実・改善)を検討すること。
- (2) 平成27年4月に生活困窮者自立支援制度がスタートし3年目を迎え、現在厚生労働省では見直 しの論議が進められています。本制度が機能するには、相談だけでなく、地域の様々な資源を活用・

開拓しながら、就労や居場所づくり、住居や食料提供、家計相談、学習支援などの支え合い・助け合いメニューを拡充していくことが不可欠です。

各自治体における生活困窮者自立支援制度の実施状況に応じて、支援メニューの拡充・相談・支援員の確保と養成、任意事業の実施率の向上と未実施自治体に対する働きかけを要請します。

- (3) フードバンク活動の促進を図る観点から、福祉事務所窓口での困窮者へのフードバンク食品の提供やパントリー施設の整備、食品ロスの削減を通じた環境負荷の低減と子ども食堂等への福祉政策とも連携した施策を検討すること。
- (4) 悪質な消費者被害が増加しており、被害防止に向けた地域でのネットワークづくりが重要と考えます。そのためには地域における消費者教育の人材育成、相談員体制の充実・強化を図るともに、 県民に対して消費者問題に関する啓発活動強化について要請します。
- (5) 安定した灯油量の確保と適正価格の供給を図るとともに、価格高騰時には低所得者・経済的弱者に対する支援策として、「福祉灯油」制度の実施・拡充を行うとともに、各市町村に対する財政支援を講じることを求めます。
- (6) 東北労働金庫はこれまで、宮城県と連携して宮城県内の中小企業勤労者に対して、「生活資金」「教育資金」「自動車資金」「育児・介護休業者生活資金」「緊急生活資金」、低利な宮城県勤労者融資制度を提供し、勤労者の生活維持・向上に努めてきました。

宮城県内各営業店においては、引き続き、取り巻く環境が厳しい勤労者の生活を支える低金利の融資制度の利用促進に向けて、取組みを継続していきますので、宮城県においても「県政だより」や「ホームページへの掲載」はもとより、県民への周知活動と制度の普及・浸透を図る取り組みを要請します。

【宮城労福協・東北労働金庫・宮城県生協連】

3. 介護事業全般について

- (1) 平成27年4月の介護報酬改定に伴う基本報酬の引き下げにより、介護事業所の廃業や倒産件数が増えている現状において、平成30年の介護保険制度改定をひかえ、更に厳しい事業経営が危惧されます。地域に密着し、地域の介護を支えている事業者の運営が成り立つ制度改定となるよう国へ要請願います。
- (2)介護職員の処遇及び介護職員の確保を目的に、処遇改善加算が実施されていますが、介護サービス事業は介護職員だけで成り立っているわけでなく、相談員、ケアマネージャー、看護師、事務所スタッフが連携し介護を支えています。

介護職員を含む介護サービス事業所等で働くすべての職員の処遇改善が図られるよう、国へ要請願います。

(3)地域包括支援センターは、高齢者と家族が地域で安心して継続的に生活していくために欠かせない「地域包括ケアシステム」の中核的機関としてスタートしましたが、現在においても手探り状態にあると考えます。

是非、法の趣旨が発揮できるよう、すべての関係機関が連携できる仕組み作りに向けて、関係当局の指導を要請します。

(4) 介護支援サービスの特定事業所集中減算は、ケアマネージャーの公正・中立を確保する観点から 合理的有効な施策とは考えられず、事業所によっては集中割合の調整を行うなどむしろ弊害となっ ています。

よって、特定事業所集中減算施策を廃止するよう、国へ要請願います。

【宮城県生協連・宮城ろうふく会】